

○17番（高木将議員） 17番高木将でございます。一般質問、事前通告に従って質問に入らせていただきます。

大きな1項目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症に対する認識についてをお伺いいたします。

ただ、この件につきましては、本日の一般質問、私の前のお二方の質問がありまして、多く理解するところもありますが、私なりに気がついた点についてお尋ねをするところでもありますので、ご理解のほどよろしくお伺いいたします。

1点目、①として、4月6日に市内感染者が発生し、4月17日に1階窓口カウンターに飛沫感染防止用のビニールカーテンが設置されました。その経緯についてをお尋ねを致します。

②といたしまして、国内及び県内、市内に新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、現在に至るまでの感染防止対策及び都市間移動自粛の要請に対する市長の認識についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策関係で、(2)として、児童生徒の授業時間確保対策の考察についてお尋ねいたします。

①といたしまして、夏休みを1か月短縮することになりましたが、その短縮をしても物理的に不足するであろう授業時間確保などに対する考察について伺いたいと通告をしてございました。これに関しても、午前中の質疑、質問で、多くを理解するところではありますが、ご答弁をよろしくお伺いいたします。

大きな2項目といたしまして、支所組織、人員配置変更後の現況についてお尋ねいたします。

これは、3月の議会に質問をと思っておりましたが、その後、2か月を経過しております。そういった中で、お尋ねを致します。

(1)支所組織及び人員配置の変更の2か月経過の現況について、本庁と支所の連絡調整及び会議の在り方などについてがどのようになっているのかをお尋ねを致します。

以上1回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 新型コロナウイルス感染症に対する認識についてご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、現在に至りますまでの感染防止対策と都市間移動の自粛に関する私の考えを述べさせていただきます。

本年1月、国内第1例目の新型コロナウイルス感染者が発生を致しまして、全国で感染者数が増加する状況下、2月25日に、国により、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されました。

新型インフルエンザ等特別措置法においては、国、都道府県、市町村の役割が定められております。本市は、県内に第1例目の感染者が発生をいたしましたことを受けまして、3月18日に新型コロナウイルス対策本部会議を開設を致しまして、市の新型インフルエンザ行動計画に基づいて、茨城県との連携の下、市内におけるコロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでまいりました。

対策本部会議の決定事項につきましては、その都度、議員の皆様にもお知らせをしておりますとおりでございます。

本市では、国が基本方針の中で重要視しております、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避けることを目的といたしまして、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指の衛生、定期的な換気と消毒が感染防止に不可欠であるという考えの下で、市民の皆さんの安全と安心を守るために最大限の努力をしてきたところであります。

少し具体的に主な具体策を申し述べますと、各種イベントや事業の中止、延期の決定、公共施設等の利用休止、他市に先駆けての、市内小中学校、幼稚園等の休校休園措置、広報紙、防災行政無線による感染予防の呼びかけ、医療機関、福祉施設、公共交通事業者、学校等及び市民の皆さんへのマスク、微酸性電解水の配布、市庁舎窓口カウンターへのビニールカーテン設置などがございます。コロナウイルスの感染リスクを可能な限りゼロに近づけるとともに、積極的に市民の皆さんの日常における感染予防の推進や感染不安を解消する施策を講じてまいりました。

4月5日に、市内におきまして、2名の感染者が発生いたしました。この2名の方が、本市職員のご家族であったため、ひたちなか保健所の指導の下で、その日のうちに、市庁舎、全てのフロアを次亜塩素酸ナトリウムで消毒をしますとともに、同職員及びその濃厚接触者と判断される職員につきましては、自宅待機といたしました。

翌4月6日、同職員はPCR検査による陽性であると判定をされました。そのため、同職員が窓口対応を致しました28名の市民等の方々につきましても、ご健康の状態を追跡調査させていただき、幸いに異常がなかったことを確認を致しております。

移動自粛についてでございますが、団体や個人に対する協力の要請は、「新型インフルエンザ等特措法」に基づきまして、基本的には都道府県対策本部が中心となって行うものでございます。

県対策本部は、4月8日以降、段階的に、県境をまたいでの移動、さらには、不要不急の外出に対する自粛を県民に要請してきたところであります。移動の自粛が十分な効果を得るためには、国民全体の行動様式を捉え、各都道府県の共通認識の下で、地域を越えた広域なエリアで同時に実施をされなければ意味をなしません。移動自粛の要請は、各都道府県の対策本部が、同時に実施をすることにより効果があるものでありまして、それこそ「特措法」に基づく基本的な手続であるものと認識を致しております。

5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されまして、県コロナ対策指針についても、ステージが段階的に緩和されることにより、今後、東京圏を含む県内外への人の移動が増えてまいります。本市におきましては、公共施設、観光施設等の再開に当たり、こうした規制が緩和された後におきましても、特に、スポーツ施設、宿泊を伴う施設につきましては、一定期間、利用を県内在住者に制限するなど、広域移動の再開に伴う市内における新たな感染者の発生を抑制してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 新型コロナウイルス感染症に対する認識についてのご質問のうち、1点

目の1階窓口カウンターに飛沫感染防止用のビニールカーテンが設置された経緯についてのご質問にお答えいたします。

初めに、対策本部で決定をし、これまで窓口で講じてきた感染症対策でございますが、職員には、登庁前の検温、飛沫感染防止に有効なマスクの着用、手洗い、うがい等の励行を、その他といたしましては、定期的な換気、窓口カウンターや記載台及び筆記具など窓口物品の消毒の徹底を、また、1階ホール等に手指消毒のためのアルコール消毒液を設置しているところでございます。

さらに、5月26日からは、記載台のペン立てを消毒済みと使用済みの2種類用意いたしまして、使用済み筆記具を定期的に消毒するなど、筆記具からの接触感染防止に努めているところでございます。

飛沫感染防止用のビニールカーテン設置の経緯でございますが、4月6日に感染が確認された職員との濃厚接触者として、健康観察のために自宅待機を命じていた市民課職員が、4月20日から職場復帰をすることに対し、窓口への来庁に不安視する方もいるであろうこと。また、来庁者の中には、まれに、マスク非着用の方がいたことにより、職員から設置要望もありましたので、来庁者と職員双方の安全安心を図ることを目的に、4月16日閉庁後に設置したところでございます。

なお、ビニールカーテンにつきましては、咳やくしゃみとともに放出され、長時間、空気中にとどまり続ける小さな粒子、エアロゾルによっても感染が引き起こされる可能性があるとのことから、来庁者の多い1階の窓口には効果的であると判断したところでございます。

○成井小太郎議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 新型コロナウイルス感染症対策について、(2)児童生徒の授業時間数確保対策についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、小中学校で、新年度になり、4月7日から5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休校とし、その間、4月に1回、5月に4回、一斉登校、分散登校を実施してまいりました。このたび、6月1日より、段階的に教育活動を再開し、第1週である今週1週間は慣らし登校とし、午前中授業で給食後下校となります。第2週である来週6月8日から通常授業を実施しますが、部活動においては1時間程度にいたします。

ご質問の臨時休校が長期化したことで不足した授業時間数の確保につきましては、今年度は、夏季休業期間を8月8日から8月16日までの9日間に短縮し、授業日とするとともに、各学校の創立記念日も授業日といたします。その結果、小中学校の全ての学年において学習指導要領に示されている、実施しなければならない年間標準時数である1,015時間を超える時数で教育活動が実施できる予定であります。

ただし、例年より授業時数は減少しますので、教育活動の精選や教育方法の工夫などを行い、教育の質が下がらないよう各学校を指導し、市内全ての児童生徒の確かな学びを保障してまいります。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 質問項目の2点目、支所組織、人員配置変更後の現況についてのご質問にお答えいたします。

この支所組織の運営体制につきましては、本年度より、支所業務を地域振興と市民窓口業務に特化いたしまして、組織の合理化を図るとともに、駐在員につきましては、本課に集約を致しまして、指揮系統を明確化することによりまして、業務の効率化及びスピードアップを図ることとしたところでございます。

職員の配置につきましても、地区ごとの人口や処理件数等を考慮いたしまして、業務量に応じた人員数といたしまして、配置する職員についても地域の実情に精通した職員としたところでございます。

2か月経過後の現況でございますが、これまで同様に、各種申請の受付や問合せ対応などについて、支所において対応しておりまして、本庁との調整が必要な事項につきましては、従来どおり、電話やメールのほか、イントラネットを介しまして、支所職員と本庁職員が同じ画面を見ながら情報を共有いたしておりまして、正確、迅速な対応に努めさせていただいているところでございます。

また、本庁と支所との情報の共有、連絡調整につきましては、毎週月曜日に、市長、副市長、教育長、各部長及び各支所の地域振興課長を構成員といたします政策推進会議を開催いたしまして、情報の共有及び連絡調整を行っているところでございます。

今後におきましても、行政が取り組むべき諸課題に的確に対応いたしまして、地域の実情に即した簡素で効率的な組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 高木議員。

〔17番 高木将議員 質問者席へ〕

○17番（高木将議員） ご答弁ありがとうございました。まず1点目の新型コロナウイルス感染関係で、市長さんに先にご答弁いただきましたけれども、これは、通告順にやったほうがいいんですね。はい、分かりました。

飛沫感染対策シートの設置時期が、4月16日、業務が終了後、実施したということでご答弁を頂いたわけですが、市民からすれば、17日から実質的なビニールシートの設置が、目に見えるようになったわけでありまして、1つ安心材料が増えたなという、安全対策が増えたなということは認識するところであります。

ただ、先ほどのご答弁の中で、4月20日に自宅待機を命じられていた職員の方々が、4月20日という月曜日になりますかね。そこにお出になる、市民の方々の不安感の払拭のために、16日夜半になされたということでもありますけれども、先の市長さんの答弁の中にも、るるご答弁いただきましたけれども、いわゆる3密対策、それは、よく対策としては、2メートル以上離れて会話したほうがいいんじゃないか、そういうような話もあったわけでもありますけれども、窓口、それまで11日間ぐらいは、市内感染者が発生してから対応していなかったという部分でい

うと、やはりこれはちょっと時期的に遅かったなというような気がしております。

市長さんのご答弁の中にも、ビニールシートということが入っていたにもかかわらず、そういった状況は、やはり反省材料なのかなというふうには私に思っているところであります。

行政のトップは市長で、市民の代表が我々議員で、それぞれの政治家が目指すのは、市民の皆様の生命財産を守ることが大前提にあるということは何度も私は一般質問のたびに言っているところであります。

職員、そして市民の方々の相互の不安材料、安全対策を払拭するというのは、最初に来るべきことだというふうに思っている中では、この感染対策が、その部分では、若干不備があったような気がしてなりません。ただ、結果としては、感染者がその後常陸太田市内では出ておりませんので、それは、多くの市民の皆様方のご理解とご協力があったからこそだと思っております。

ただ、第2波、第3波があるかもしれないと言われている現況下におきましては、今後、さらなる対策が必要になるときも出てくるかもしれません。ぜひ怠りなく、その対応をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。要望とさせていただきます。

2点目の教育関係、学校の児童生徒の授業時間確保対策についてであります。ご答弁ありがとうございました。

今週から慣らし登校が始まって、来週から通常授業になるということで、子どもさんたちも、より学校生活が楽しめる、そして勉強に集中できるような環境が整っていくということについては、喜ばしく思っているところであります。これまで自宅待機を、学校休業によって自宅で個人的に学んできたこと、それから、学校の先生方が各家庭を訪問して、それぞれにお話を聞いたりして、よりご家庭の方々、子どもさんたちも安心を享受できるような状況を作り上げてくれたことについては感謝を申し上げるところであります。今朝ほどからの説明を聞いておりますと、国の求める1,015時間ということはクリアできているというお話でありますので、それはそれで安心をできるところであります。先ほどの教育長さんのご答弁の中にもありましたように、通常年度よりは、どうしても少なくならざるを得ないということの中で、現実的には、そうですね、通常年度よりどのくらい減るのかということの聞き方がいいのかそれとも、1,015時間よりも、どのくらい上回って、常陸太田市の場合は対応できるのかということについて、一つお尋ねしたいと思うんですが。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

例年ですと、授業日数はほぼ200日前後になります。ちなみに、昨年度は授業日数は194日ございました。本年度、先ほど来からお話ししておりますが、6月1日から授業、慣らし登校として始まったわけでございますが、夏季休業期間を短縮することで、3月末まで授業ができたということで計算しますと、本年度、188日授業日数として数えることができます。

先ほど来から申しております標準時数1,015時間に対して、それぞれの学年ごとに、現時点で見通しますと、小学校では約60時間、中学校では約50時間、この標準時数を上回るようになります。

○成井小太郎議長 高木議員。

○17番（高木将議員） ありがとうございます。今のご答弁いただいた中で、平成31年度というと、これ、194日で、今回は、夏休み1か月近く短縮することによって、得られる授業日数、時間ではなくて、この場合日数になってきますけれども、188日ということは、マイナス6日間程度で済むという理解を致しました。

若干の、どうしても授業日数が、そういうわけで時間数も減るということでもありますけれども、午前中からのご答弁を頂く中で、様々なタブレットの配布であったりとか、補正予算にも入っておりますけど、そういったことで、十分な対策がなされているということを理解を致します。

ただ、そうは言っても、第2波の感染状況によっては、再度の学校休業ということも想定しておかなければならないのかなというふうに思っているところでもあります。タブレットの整備がされることによって、自宅待機となった場合でも、学校の先生方のおつくりになる授業の、インターネットを使つてのオンラインの授業をやることによって、そこを救うことができると思いますけれども、休業日数、その辺のカウントの仕方も当然あると思うんですが、これらについては、万難を排して、さらなる研究・対策をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の件の職員体制でありますけれども、これについてもご答弁ありがとうございました。

端的に申し上げますと、これまで、体制を変える前に劣らない対策は十分立てるようになっていくというふうに認識を致しました。

ただ、私、1点お尋ねしたいというか、先ほど、支所職員と本庁職員が相互に、こういうネット環境なんかも使って対応しているということでご答弁を頂いたと思うんですが、私は、今回の設問というか、質問をしたいなというときに感じたのは、今回新型コロナウイルス関連で、テレワークであったりとか、オンライン会議というのが、これは国内ばかりでなくて世界的な会議でもオンライン会議だったり、そういうことを今活用にするようになってきております。そこには、各国首脳同士の会議なんかもあったわけでもありますけれど、当然そこには日本で言う官僚であるとか、精通したものがその脇にいて、また、その会議に臨んでるということになると思うんですが、そこまで大げさなことではないとしても、支所の体制が金砂郷支所が5名、水府が4名、里美が3名でしたっけ。そういうふうな支所の体制、そういうふうな形だったですかね。間違いがあったら、大変恐縮ですけども。例えば、窓口に来たときに、これ、職員同士ではなくて、その場で、市民を交えて、支所の職員が、その窓口で対応して、本庁の職員と、そこで、オンラインの会議といいますか、打合せ、それも一緒にあっていいんじゃないかなというふうに思っているところでもありますけれども、その辺についてのお考えいかがでしょう。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。まず、支所の配置職員数でございますが、ただいまの係の職員数でございます。職員数としましては、金砂郷支所が8名、水府支所が7名、里美支所6名という職員配置でございます。

ご質問のオンライン関係の配置といいますか、整備でございますけれども、現状のところとい

たしましては、当市につきましては、市民対応につきましては、対面をもって、丁寧に対応させていただくということで、現状のところでは、そういった整備のほうを考えてはございませんが、対応に当たりまして、その3密防止関係もしっかりと対応した上で行っていきたいというふうに考えてございます。

ただし、今後の状況の変化等もございますので、そういった変化を注視いたしまして、導入するに当たりましては、当然、本庁と支所間の個人情報関係、そういったものをやり取りすることになりますので、セキュリティの関係が重要視されることになります。こういった課題がありますことから、導入に当たりましては、今後の研究課題ということにさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○成井小太郎議長 高木議員。

○17番（高木将議員） 今の支所と本庁との関係ということの整備の関係も含めて、我々市議会議員のところに、市議会旬報というものが毎月のように届けられます。その中で言えば、例えば、地方団体が、自治体行政の高度化、効率化を実現し、持続可能な行政サービスの確保に必要な技術、地方公務員向けテレワークの導入経費等についても、特別交付税措置が講じられることになります。そういったことも含めて、例えば、毎週月曜日に、支所の職員が本庁に出向き、市長を筆頭とする会議に臨んで、支所の状況の説明をするような作業があるわけでありましてけれども、近いところで、金砂郷支所、その次、里美支所ですと、20キロを超える距離の移動があります。往復で約45キロから、50キロには満たないと思うんですが、そのくらいあると思うんですね。時間にすると、1時間半ぐらい往復で時間を費やすことになります。それらの時間、移動距離の安全性とかそういったこともやっぱり加味してもいいのかなというふうに考えています。状況によっては、本庁においでにならなくても、その会議に臨む体制づくりはできると思えますので、今後の検討課題として、職員の方の安全対策も含めた考え方として、対応を研究をしていただくようご要望をして私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。